

令和7年12月11日

東京都北区長 山田 加奈子 様

東京都北区公契約審議会 会長 沼田 良



令和8年度労働報酬下限額の設定方法について（答申）

令和7年10月29日付北総契第2139号で諮問のありました標記の件につきまして、当審議会において必要な事項を審議した結果、下記のとおり答申します。

記

(1) 工事又は製造の請負契約に係る業務に従事する特定労働者等

- ① 熟練労働者及び一人親方に係る令和8年度の労働報酬下限額については、令和8年度に適用される東京都における各職種の公共工事設計労務単価を8時間で割り、90%を乗じた額とする設定方法が望ましい。

また、東京都における公共工事設計労務単価が設定されていない職種については、各職種の業務内容に近いと考えられる職種と同様の単価とするという設定方法が望ましい。

例：建具工⇒内装工

建築ブロック工⇒石工

ただし、上記の職種について令和8年度より新たに公共工事設計労務単価の設定があった場合は、その単価を用いる。

- ② ①以外（労働者の合意の下、見習い・手元等と使用者が判断する労働者、年金等受給に伴い賃金を調整している労働者等）に係る令和8年度の労働報酬下限額については、令和8年度に適用される東京都における軽作業員の公共工事設計労務単価を8時間で割り、70%を乗じた額とする設定方法が望ましい。

- (2) (1) 以外の特定労働者等（委託、指定管理等に係る業務に従事する労働者）に係る令和8年度の労働報酬下限額については、令和7年度の業務委託・指定管理等の労働報酬下限額に、「令和7年 職員の給与等に関する報告及び勧告」で示された行政職給料表（一）1級8号の上昇額相当分（地域手当相当額含む）を加えた 1,496 円/時間とするのが望ましい。

ただし、区外の施設に係る特定公契約に従事する特定労働者等については、各区外施設の令和7年度の業務委託・指定管理等の労働報酬下限額に、令和7年度の業務委託・指定管理等の労働報酬下限額（1,368 円/時間）に対する 1,496 円/時間の増加率を乗じたものが望ましい。

